

栄村空き家情報登録制度要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、栄村内の空き家を有効活用し、栄村民と都市住民の交流拡大及び定住の促進により地域の活性化を図るとともに、地域の景観保全を推進するため、空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 栄村内にある空き家に関する売買、賃貸情報及び栄村への定住等を目的とする空き家の利用希望者の登録を通じて情報提供を行い、空き家を有効活用するシステムをいう。ただし、倒壊等の危険性がある空き家や生活の場として機能しない空き家については除くものとする。
- (2) 空き家 栄村内で個人が居住を目的に取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものも含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権者で、売却又は賃借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用者等 空き家バンク登録台帳に登録された空き家の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

**第3条** この要綱は、空き家バンク以外の空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

**第4条** 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、様式第1号及び様式第2号（以下「登録カード」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、様式第3号を当該申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適切と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

**第5条** 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録所有者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、様式第4号に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、村長に届出なければならない。

- 2 村長は前項の届出があったときは、空き家バンク登録台帳の登録内容を変更するものとする。

(空き家バンクの登録の取消し)

**第6条** 村長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録から2年を経過したとき又は様式第5号の提出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から登録を削除するとともに、様式第6号を登録所有者に通知するものとする。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(利用希望者の登録の申込み)

**第7条** 空き家バンクによる利用希望者に関する登録を受けようとする者は、様式第7号により、村長に申し込むものとする。

- 2 村長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切で

あると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、様式第8号により、当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

**第8条** 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、様式第9号を村長に届け出なければならない。

2 村長は前項の届出があったときは、空き家バンク利用登録台帳の登録内容を変更するものとする。

（利用登録者の登録の取消し）

**第9条** 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、様式第10号を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第11条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合はこの限りではない。
- (6) その他村長が適当でないと認めるとき。

（情報提供）

**第10条** 村長は必要に応じて登録所有者及び利用登録者に対して、空き家バンク登録台帳及び空き家バンク利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

（空き家バンク利用の申請要件）

**第11条** 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住又は定期的に滞在して、栄村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他村長が適当と認めたる者

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

**第12条** 空き家バンクを利用しようとする利用登録者は、様式第11号及び様式第12号に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）、その他必要な事項を記入し、村長に提出するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たす者と認めるときは、当該希望物件の登録所有者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録所有者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対して同様とする。
- 3 前項の通知を受けた登録所有者又は登録所有者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者に回答し、村長へその回答内容を報告するものとする。

（登録所有者と利用登録者の交渉等）

**第13条** 村長は、登録所有者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の保護）

**第14条** 第4条第2項及び第7条第2項の規定による登録台帳に記載された個人情報の取扱いについては、栄村個人情報保護条例（平成14年栄村条例第8号）に定めるところによる。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。